

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
日光砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事
工事地名	日光砂防事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	日光砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026020001	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	183日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 8年 9月30日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	栃木県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	今市地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	鬼怒川	2 2) 処 分 費 等	2,190,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 5日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 直轄砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	------------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 【今市地区】		式	1		41,212,780				
除草工		式	1		29,442,000				
堤防除草工		式	1		29,442,000				
刈取除草		m2	315,000	80.24	25,275,600			単-1号	
刈取運搬		m2	315,000	6.56	2,066,400			単-2号	
処分費		t	140		2,100,000			単-3号	
付属物設置工		式	1		6,070,000				
防止柵工		式	1		6,070,000				
転落(横断)防止柵	擬木タイ7°(横木) H1.1m	m	200	30,350	6,070,000			単-4号	
雑工		式	1		5,700,780				
雑工		式	1		5,700,780				
雑工		式	1		5,700,780			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		41,212,780				
共通仮設費		式	1		3,438,000				
共通仮設費		式	1		465,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		465,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		2,973,000				
純工事費		式	1		44,650,780				
現場管理費		式	1		14,265,000				
工事原価		式	1		65,282,756				
一般管理費等		式	1		11,427,244				
工事価格		式	1		76,710,000				
消費税相当額		式	1		7,671,000				
工事費計		式	1		84,381,000				

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 【日光地区】		式	1		522,576				
除草工		式	1		522,576				
水路除草工		式	1		522,576				
刈取除草		m2	5,400	80.24	433,296			単-1号	
刈取運搬		m2	5,400	8.2	44,280			単-2号	
処分費		t	3		45,000			単-3号	
直接工事費		式	1		522,576				
共通仮設費		式	1		58,000				
共通仮設費		式	1		13,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		13,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		45,000				
純工事費		式	1		580,576				

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 【横川地区】		式	1		438,176				
除草工		式	1		438,176				
堤防除草工		式	1		438,176				
刈取除草		m2	4,900	80.24	393,176			単-1号	
処分費		t	3		45,000			単-2号	
直接工事費		式	1		438,176				
共通仮設費		式	1		48,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		48,000				
純工事費		式	1		486,176				
現場管理費		式	1		198,000				
工事原価		式	1		684,176				

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 【野門地区】		式	1		1,755,150				
道路清掃工		式	1		1,755,150				
排水施設清掃工		式	1		1,755,150				
側溝清掃（人力）	有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	m	50	2,127	106,350			単-1号	
側溝清掃（人力）	無蓋	m	3,000	549.6	1,648,800			単-2号	
直接工事費		式	1		1,755,150				
共通仮設費		式	1		210,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		210,000				
純工事費		式	1		1,965,150				
現場管理費		式	1		857,000				
工事原価		式	1		2,822,150				

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 【上栗山地区】		式	1		113,988				
道路清掃工		式	1		113,988				
排水施設清掃工		式	1		113,988				
側溝清掃（人力）	有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	m	20	2,127	42,540			単-1号	
側溝清掃（人力）	無蓋	m	130	549.6	71,448			単-2号	
直接工事費		式	1		113,988				
共通仮設費		式	1		13,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		13,000				
純工事費		式	1		126,988				
現場管理費		式	1		55,000				
工事原価		式	1		181,988				

設計内訳書

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持【川俣地区】		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持【川俣地区】		式	1		1,156,086				
道路清掃工		式	1		1,156,086				
排水施設清掃工		式	1		1,156,086				
側溝清掃(人力)	有蓋 鋼蓋(ボルト締有)							単-1号	
		m	50	2,127	106,350				
側溝清掃(人力)	無蓋							単-2号	
		m	1,910	549.6	1,049,736				
直接工事費		式	1		1,156,086				
共通仮設費		式	1		138,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		138,000				
純工事費		式	1		1,294,086				
現場管理費		式	1		564,000				
工事原価		式	1		1,858,086				

一式当たり内訳書

[日光砂防事務所管内]

第 1号内訳書 雑工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	230	24,786	5,700,780			
合 計					5,700,780			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一1号	刈取除草		単位	m2	数量	1	単価 80.24
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
除草, 集草 (人力), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		肩掛式(カット径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 無し	m 2	1	80.24	80.24	
計						80.24	
単価						80.24	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一2号	刈取運搬		単位	m2	数量	1	単価 6.56
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 1 0.0km以下 全ての費用	m 2	1	6.56	6.56	
計						6.56	
単価						6.56	円/m2

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一3号	処分費		単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（t）			t	1				
計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一4号	転落(横断)防止柵	擬木タイプ(横木) H1.1m	単位	m	数量	200	単価	30,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
転落(横断)防止柵		擬木タイプ H1100 コンクリート基礎式	m	200	4,887	977,400		
[材料費]								
プラ擬木		3段柵 φ100×L1700 2mスパン	m	200	24,200	4,840,000		
コンクリート基礎ブロック		300×300×500	個	101	2,490	251,490		
計						6,068,890		
単価						30,350	円/m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		草	t	100		1,500,000		
	計					1,500,000		
	単価						円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	転落(横断)防止柵	擬木タイプ H1100 コンクリート基礎式	単位	m	数量	200	単価	4,887
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り			m 3	2	2,616	5,232		
基礎ブロック設置			個	101	2,762	278,962		
埋戻し			m 3	18.36	5,701	104,670		
支柱建て込み			本	101	2,827	285,527		
ビーム設置			本	300	1,010	303,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						977,400		
単価						4,887	円／m	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	床掘り		単位	m 3	数量	10	単価	2,616
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	小型バックホー運転	クローラ型 山積0.13m3 平積0.10m3 排対2次	日	0.62	42,190	26,157		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					26,160		
	単価					2,616	円／m 3	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	基礎ブロック設置		単位	個	数量	100	単価	2,762
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.85	33,252	28,264		
	普通作業員		人	10	24,786	247,860		
	諸雑費（まるめ）		式	1		76		
	計					276,200		
	単価					2,762	円／個	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	埋戻し		単位	m 3	数量	10	単価	5,701
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	2.3	24,786	57,007		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						57,010		
単価						5,701	円／m 3	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	支柱建て込み		単位	本	数量	100	単価	2,827
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.32	33,252	10,640		
	普通作業員		人	8.76	24,786	217,125		
	特殊作業員		人	1.3	28,050	36,465		
	諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		18,470		
	計					282,700		
	単価					2,827	円／本	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ビーム設置		単位	本	数量	100	単価	1,010
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.13	33,252	4,322		
	普通作業員		人	3.9	24,786	96,665		
	諸雑費（まるめ）		式	1		13		
	計					101,000		
	単価					1,010	円／本	

参考資料（３）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	小型バックホウ運転	クローラ型 山積0.13m3 平積0.10m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	42,190
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	22	132	2,904		
	小型バックホウ（クローラ）〔標準〕	排出ガス対策型（第2次基準） 山積0.13m3	供用日	1.78	6,080	10,822		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					42,190		
	単価					42,190	円／日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	刈取除草		単位	m2	数量	1	単価	80.24
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草 (人力), 梱包, 積込・荷卸 (総合)		肩掛式(カット径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 無し	m 2	1	80.24	80.24		
計						80.24		
単価						80.24	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	刈取運搬		単位	m2	数量	1	単価	8.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 有り 1 5.5km以下 全ての費用	m 2	1	8.2	8.2		
計						8.2		
単価						8.2	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一3号	処分費		単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1				
計								
単価							円/t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		草	t	100		1,500,000		
計						1,500,000		
単価							円／t	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月	2026. 3	
						歩掛使用年月	2026. 3	
						労務調整係数	1. 000-00-00-2-0	
単一1号	刈取除草		単位	m2	数量	1	単価	80. 24
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草, 集草（人力）, 梱包, 積込・荷卸（総合）		肩掛式(カット径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 無し	m 2	1	80. 24	80. 24		
計						80. 24		
単価						80. 24	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	処分費		単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（t）			t	1				
計								
単価							円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		草	t	100		1,500,000		
	計					1,500,000		
	単価						円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	側溝清掃(人力)	有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	単位	m	数量	1	単価	2,127
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃 (人力清掃工)		有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	m	1	2,127	2,127		
計						2,127		
単価						2,127	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	側溝清掃(人力)	無蓋	単位	m	数量	1	単価	549.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃 (人力清掃工)		無蓋	m	1	549.6	549.6		
計						549.6		
単価						549.6	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	側溝清掃(人力)	有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	単位	m	数量	1	単価	2,127
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃 (人力清掃工)		有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	m	1	2,127	2,127		
計						2,127		
単価						2,127	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	側溝清掃(人力)	無蓋	単位	m	数量	1	単価	549.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃 (人力清掃工)		無蓋	m	1	549.6	549.6		
計						549.6		
単価						549.6	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	側溝清掃(人力)	有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	単位	m	数量	1	単価	2,127
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃 (人力清掃工)		有蓋 鋼蓋(ボルト締有)	m	1	2,127	2,127		
計						2,127		
単価						2,127	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	側溝清掃(人力)	無蓋	単位	m	数量	1	単価	549.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃 (人力清掃工)		無蓋	m	1	549.6	549.6		
計						549.6		
単価						549.6	円/m	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	45, 198, 756	直接工事費	45, 198, 756	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	2, 190, 000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		834, 038				
管理費区分 1		0 （橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0 （工場原価）				
管理費区分 5		0 （一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0 （間接費非対象額）				
管理費区分 T		834, 038 （全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		44, 364, 718	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		43, 008, 756		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7. 18 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7. 32 % （7. 18% × 週休1. 02）				
計上額		3, 247, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	45,198,756		
非対象額計（－）	2,190,000				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	2,190,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,247,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	41, 212, 780	直接工事費	41, 212, 780	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2, 100, 000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		863, 617				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		863, 617	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		40, 349, 163	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		39, 112, 780		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7. 23 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7. 37 %	（7. 23% × 週休1. 02）			
計上額		2, 973, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	39,112,780	直接工事費	41,212,780		
非対象額計（－）	2,100,000				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	2,100,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	39,112,780	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.19 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.19 %				
計上額	465,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,438,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	522, 576	直接工事費	522, 576	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	45, 000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		29, 323				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分 T	29, 323	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	493, 253	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額	477, 576		0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	9. 05 %		0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）	9. 23 %	(9. 05% × 週休1. 02)				
計上額	45, 000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額 0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	477,576	直接工事費	522,576		
非対象額計（－）	45,000				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	45,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	477,576	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.88 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	2.88 %				
計上額	13,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					58,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：河川維持工事			合算工事：0			
対象工事費	438,176	直接工事費	438,176	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	45,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		31,855				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		31,855	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		406,321	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		393,176		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.05 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12.01 %	（11.77% × 週休1.02）			
計上額		48,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	438,176		
非対象額計（－）	45,000				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	45,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）					
	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					48,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：河川維持工事			合算工事：0			
対象工事費	1,755,150	直接工事費	1,755,150	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2,7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		1,755,150	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		1,755,150		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.05 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12.01 %	（11.77% × 週休1.02）			
計上額		210,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	1,755,150		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					210,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：河川維持工事			合算工事：0			
対象工事費	113,988	直接工事費	113,988	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		113,988	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		113,988		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.05 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12.01 %	（11.77% × 週休1.02）			
計上額		13,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	113,988		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）					
	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	1, 156, 086	直接工事費	1, 156, 086	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		1, 156, 086	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		1, 156, 086		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9. 05 %		0 %		
施工地域等補正		1. 3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12. 01 %	（11. 77% × 週休1. 02）			
計上額		138, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	1,156,086		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	48,445,756	単独（追加工事）直接工事費	45,198,756	単独（追加工事）共通仮設費	3,247,000
非対象額計（－）	834,038				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	834,038	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	47,611,718	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	46,255,756		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.38％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	32.32％（31.38％×週休1.03）		0％		
計上額	15,388,000		0		0
			4,894,098（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	44,650,780	単独（追加工事）直接工事費	41,212,780	単独（追加工事）共通仮設費	3,438,000
非対象額計（－）	863,617				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	863,617	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	43,787,163	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	42,550,780		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.63％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	32.58％（31.63％×週休1.03）		0％		
計上額	14,265,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	580,576	単独（追加工事）直接工事費	522,576	単独（追加工事）共通仮設費	58,000
非対象額計（－）	29,323				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	29,323	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	551,253	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	535,576		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	43.62％（42.35％×週休1.03）		0％		
計上額	240,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	486,176	単独（追加工事）直接工事費	438,176	単独（追加工事）共通仮設費	48,000
非対象額計（－）	31,855				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	31,855	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	454,321	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	441,176		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35％		0％		0％
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	43.62％（42.35％×週休1.03）		0％		
計上額	198,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	1,965,150	単独（追加工事）直接工事費	1,755,150	単独（追加工事）共通仮設費	210,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,965,150	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,965,150		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35％		0％		0％
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	43.62％（42.35％×週休1.03）		0％		
計上額	857,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	126,988	単独（追加工事）直接工事費	113,988	単独（追加工事）共通仮設費	13,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	126,988	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	126,988		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35％		0％		0％
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	43.62％（42.35％×週休1.03）		0％		
計上額	55,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	1,294,086	単独（追加工事）直接工事費	1,156,086	単独（追加工事）共通仮設費	138,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,294,086	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,294,086		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35％		0％		0％
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	43.62％（42.35％×週休1.03）		0％		
計上額	564,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	日光砂防事務所 工務課	工事番号	2026020001	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				河川維持工事

工事原価	63,833,756				
純工事費	48,445,756	現場管理費	15,388,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	834,038				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	834,038	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	62,999,718	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	61,643,756	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	62,999,718				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.1 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	11,427,244				
業務委託料等	0				
調査基準価格	76,648,000				
調査基準価格の100/110	69,680,000	（ 90.84 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事

国土交通省 関東地方整備局
日光砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 【今市地区】		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
刈取除草		m2		315,000		
刈取運搬		m2		315,000		
処分費		t		140		
付属物設置工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	擬木タイプ(横木) H1.1m	m		200		
雑工		式		1		
雑工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
雑工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事						（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 【日光地区】		式		1		
除草工		式		1		
水路除草工		式		1		
刈取除草		m2		5,400		
刈取運搬		m2		5,400		
処分費		t		3		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事						（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 【横川地区】		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
刈取除草		m2		4,900		
処分費		t		3		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 【野門地区】		式		1		
道路清掃工		式		1		
排水施設清掃工		式		1		
側溝清掃（人力）	有蓋 鋼蓋（ボルト締有）	m		50		
側溝清掃（人力）	無蓋	m		3,000		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 【上栗山地区】		式		1		
道路清掃工		式		1		
排水施設清掃工		式		1		
側溝清掃（人力）	有蓋 鋼蓋（ボルト締有）	m		20		
側溝清掃（人力）	無蓋	m		130		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 日光砂防施設整備（今市地区他）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持【川俣地区】		式		1		
道路清掃工		式		1		
排水施設清掃工		式		1		
側溝清掃（人力）	有蓋 鋼蓋（ボルト締有）	m		50		
側溝清掃（人力）	無蓋	m		1,910		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 8 日光砂防施設整備 (今市地区他) 工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	45,198,756
(2) 共通仮設費	3,905,000
(3) 純工事費	49,103,756

(1)+(2)

(4) 現場管理費	16,179,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6) 工事原価	65,282,756
-----------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額)	11,427,244
(8') その他費目計	0
(9) 業務委託料等	0

(10) 工事価格	76,710,000
-----------	------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額	7,671,000
-------------	-----------

(12) 請負工事価格	84,381,000
-------------	------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格	76,710,000
--------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格	76,648,000
-------------	------------

(15) 調査基準価格の100/110	69,680,000
---------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費	0
---------------	---

(17) 工場管理費	0
------------	---

(18) 工場製作原価	0
-------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) 11,428,148)

R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事
特記仕様書

令和 8 年 2 月

日光砂防事務所

第1章 総則

第1条 摘要(共通仕様書 1-1-1-1)

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - (1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
 - (2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数は3次までであること。
 - (4) 現場に連絡員(※)を配置していること。
 - ※ 連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
 - ※ 土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は

配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は栃木県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録（共通仕様書 1-1-1-7）

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負

等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第6条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点 栃木県日光市横川地先 北緯 37° 3' 23" 東経 139° 44' 40"

終点 栃木県日光市町谷地先 北緯 36° 51' 27" 東経 139° 31' 04"

第7条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

(記載例)

本工事は、日光砂防事務所が所管する砂防関係施設の機能及び性能を維持・確保することを目的とした、施設の維持、修繕、改築、更新を行うものである。

施工箇所は、今市地区・日光地区・上栗山地区・川俣地区・野門地区・横川地区に関する施工及び、管内全域に渡る維持・修繕工事を行うなど、施工箇所が点在する工事である。

第8条 工事用地等の使用(共通仕様書 1-1-1-9)

1. 工事の履行に先立ち、貸与された資料等により使用条件や履行義務等を確認するとともに、実際の土地の使用範囲や境界杭等を現地で確認するものとする。

また、工事の履行中及び完了時にも確認を行うものとする。

2. 現地調査等により確認した内容は書面にて監督職員等に報告するものとする。
3. 工事の履行に伴い、下記に示す事案が発生した場合は、監督職員に報告し、その指示によるものとする。
 - 1) 貸与された資料等と現地に相違がある場合
 - 2) やむを得ない事情により境界標等の移設が必要な場合
 - 3) やむを得ない事情により使用条件や工事の履行に困難が生じた場合
 - 4) その他、土地の使用にあたって疑義等が生じた場合

第9条 施工体制台帳(共通仕様書 1-1-1-12)

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

※作成例

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(共通仕様書 1-1-1-15)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - 1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - 2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - 3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は日光砂防事務所ホームページにより公表する。
 - 4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第11条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査(共通仕様書 1-1-1-3)

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドラインによるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者(工事受注者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう

対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計図書の変更(共通仕様書 1-1-1-17)

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体の方法

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第21条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第22条 施工管理(共通仕様書1-1-1-26)

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、「写真管理基準」という。)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年度版)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_00051.html」)によるものとする。

第23条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局写真管理基準（令和７年度版）(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会(URL <https://www.jcomsia.org/kokuban>)

※ ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和５年３月)(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、前項２．に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準(令和５年３月)「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項２．に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は(URL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会
(URL <https://www.jcomsia.org/kokuban>)

※ ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２４条 現場環境改善(快適トイレの設置)

１．内容

受注者は、現場に以下の(１)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を 5 kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事(施工箇所)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 25 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1
	※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照)。

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
- 9) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)
- 2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)
- 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形式、IFC 形式)、統合モデル、動画等)

4 その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第26条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料 (<https://dxdp>)

ortal.nilim.go.jp/exonym/reference) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第27条 工事中の安全確保(共通仕様書 1-1-1-30)

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。令和8年度については、未定であるので、策定され次第通知する。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第28条 熱中症対策に資する現場管理費の補正(共通仕様書 1-1-1-30))

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

1) 真夏日の定義 日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※ 真夏日補正係数：1.2

第 29 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去 5 回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 30 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第31条 特定調達品目の調達実績の調査について(共通仕様書 1-1-1-34)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第32条 低騒音型建設機械の使用(共通仕様書 1-1-1-34)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第33条 過積載による違法運行の防止対策について(共通仕様書 1-1-1-36)

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第34条 工事現場の現場環境改善(共通仕様書 1-1-1-30)

1. 現場環境改善として実施する内容は、別表第1のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の50%を上限として設計変更の対象とする。
4. 選択項目は、現場条件(競合工事等)を十分検討のうえ、行うこと。

[別表第1]

現場環境改善の内容

費 目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ設備 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の軽減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明灯安全設備のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の費用含む) 9. 社会貢献

第35条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。
なお、休日には日曜日、祝日、夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①	準備期間	30 日間
②	後片付け期間	20 日間
③	雨休率(猛暑日補正あり) 実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数	0.79

※ 雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下のとおりである。(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：28日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2021年～2025年)の気象庁(日光観測所)及び環境省(日光市今市地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第36条 交通誘導警備員の資格

交通整理・誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第37条 工事工程クリティカルパスの共有(共通仕様書3-1-1-2)

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有する

こととし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第38条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表(別紙-5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第39条 週休2日制適用工事の概要(共通仕様書 1-1-1-28)

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受

発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第40条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成すること

が困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月(ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く)をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、日光観測所(気象庁のデータ)における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 4 1 条 個人情報の取扱について

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集

し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙ー2)を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4 2条 作業区分(共通仕様書 1-1-1-40)

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全工種	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第4 3条 時間的制約

本工事は当初発注時において1日8時間の作業時間の確保が可能であると想定しているが、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに1日8時間の作業時間を確保することが困難であると判断された場合においては、契約後に実際にかかる移動時間について必要に応じて監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第4 4条 他工事との調整

1. 下記工事の受注業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。(令和8年1月現在)

工事名	施工箇所	工期(本工事との重複期間)
R7ワミ沢山腹擁壁工事	日光市上栗山地先	R8第1四半期発注予定(工期始～R8.9.30)
R7野門沢上流左岸崩壊地対策工事	日光市野門地先	R7.9.8～R8.12.25 (R8.4.1～R8.9.30)

上表の工事の他にも工事が発注または施工されることがある。

第4 5条 概算概略数量

本工事における、今市地区・日光地区・上栗山地区・川俣地区・野門地区・横川地区の数量は概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第46条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術。対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第47条 新技術の活用

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「Ⅴ E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第48条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R 5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業

者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第49条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。

また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第50条 契約後VE方式

1. 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式ー1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
9. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式ー5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
12. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
13. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
14. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

15. 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。
16. 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第51条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、① 取組内容、② 期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「第46条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第52条 建設資材調達に係る設計変更

資材については、安定的な確保を図るために、当初想定していた調達地域以外から調達せざるを得ないなどの理由により、見込んでいた単価と乖離が生じる場合、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第53条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下、実績変更対象費)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
3. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5. 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第54条 施工箇所点在型

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、今市地区、日光地区、上栗山地区、川俣地区、野門地区、横川地区(以上いずれも栃木県日光市)で施工を行う。

第55条 現場技術員(共通仕様書 3-1-1-4)

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第56条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム(ASP)により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第57条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第58条 工事完成図書の納品(共通仕様書 3-1-1-9)

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
- 「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和4年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
- オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
- なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第59条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿(協議)	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿(提出)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿(承諾)	⑩ 工事写真

- なお、以下の工事については対象外とする。
- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第60条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第61条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態

調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 一般施工

第62条 一般事項及び土の分類(共通仕様書 1-2-3-1)

1. 発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。
2. 本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。
分類 土砂：岩塊・玉石、礫混じり土、砂質土、砂

第63条 工事用道路工（共通仕様書 3-2-10-2）

1. 仮道路及び既設の工事用道路等は、工事期間中適切な管理を行い利用するものとする。
2. 既設の市道等の補修等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 仮道路は、工事終了後撤去する。
4. 上記により難しい場合は協議するものとする。

第3章 河川維持

第64条 刈取除草

1. 刈草除草の着手時期及び実施場所の詳細については、監督職員の指示によるものとする。
2. 雑草の刈取高は、地表面から 10 cm以下とし、むらのないよう、平滑に刈り取らなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 刈取後の現場内小運搬は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。
4. 作業後の雑草及びゴミ等は、速やかに現場外に取り除き、運搬処理を行うものとする。

第65条 刈草運搬(今市地区、日光地区、瀬川地区)

刈草の搬出については、下記のとおりとする。

1. 受け入れ場所 日光市クリーンセンター 栃木県日光市千本木 945-1
2. 受け入れ時間 9 時～16 時
3. 受け入れ費用
4. 受け入れ条件 充分乾燥したうえで処分場へ搬入する。
5. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処分場に確認しなければならない。
6. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
7. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第66条 刈草運搬(横川地区)

刈草の搬出については、下記のとおりとする。

1. 受け入れ場所 日光市クリーンセンター 栃木県日光市千本木 945-1
2. 受け入れ時間 9 時～16 時
3. 受け入れ費用
4. 受け入れ条件 充分乾燥したうえで処分場へ搬入する。
5. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処分場に確認しなければならない。

6. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
7. 刈草の運搬に関する費用については当初見込んでいない。後日、契約変更するものとする。
8. 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により前項により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第67条 転落防止柵工

転落防止柵工のうち既設木柵を更新する箇所については、当初、撤去・処分費用を見込んでいないので、後日設計変更の対象とする。基礎は当初、土中式を見込んでいるが、コンクリート削孔が必要な箇所は監督職員と協議するものとし、契約設計変更の対象とする。

第4章 その他

第68条 雑工

雑工については、日光砂防事務所管内における雑工事を行うものであり、下表の作業内容を見込んでいる。

なお、実施にあたっては、監督職員の指示によるものとし、内容に変更が生じた場合には契約変更の対象とする。

項 目	単 位	数 量	備 考
普通作業員	人	230 人	

第69条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第70条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第71条 土石流に対する安全対策

1. 安全対策の検討のための資料提供

検討のために以下の資料を貸与する。

- (1) 流域面積・河床勾配・最新及び過去の災害時の航空写真(の撮影者・撮影時期)
- (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図

2. 安全対策設備

安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、請負者自らの責任において、現地状況を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行ったうえ、必要な安全対策設備を施工するものとする。なお、当初において安全対策設備費として土石流センサー等の設置に要する費用は計上していないが、協議のうえ、契約変更の対象とする。

第72条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第73条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第74条 現場における留意事項

施工を行うにあたって、以下の事項について留意すること。

1. 施工を行うにあたっては、地層構造や地山の劣化状態を調査し、崩壊等の危険性について詳細に確認・検討すること。また、過去及び現在の地山の崩壊等の状況、作業箇所の形状等にも注意した上で危険性を判断すること。
2. 崩壊等の危険性が高い場所での作業にあたっては、崩壊等の危険がある部分を確実に取り除く等した上で行うこと。
3. 法面等において作業を行う場合は、万一の崩壊に備え、その日の作業開始前や異常時の地山の点検を適正に行って施工するほか、関係法令の遵守に加え、作業員の安全確保に万全を期すこと。
4. 以上の事項については、関係作業員のみならず、関係請負人及び関係請負人の作業員を含めた関係者へも周知徹底を図ること。
5. 上記4項目に対し実施する内容については、施工計画書を提出するものとし、必要と認められるものについては、契約変更の対象とする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 5 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 2 条
工事用道路関係	■ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。	第 6 3 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。	第 2 0 条 第 6 5 条 第 6 6 条

概略工事工程表

工事名：R8日光砂防施設整備(今市地区他)工事

別紙ー5

工 種		単位	数量	令和8年度					備考
				4月	5月	6月	7月	8月	
準備工	式	1							・30日間
【今市地区】									
除草工	式	1							
付属物設置工	式	1							
雑工	式	1							
【日光地区】									
除草工	式	1							
【横川地区】									
除草工	式	1							
【上栗山地区】									
道路清掃工	式	1							
【野門地区】									
道路清掃工	式	1							
【川俣地区】									
道路清掃工	式	1							
後片付け	式	1							・20日間
制約条件	夏期休暇	—							・8月中旬

<関係機関協議>

工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施します。

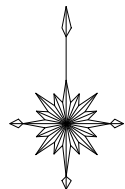
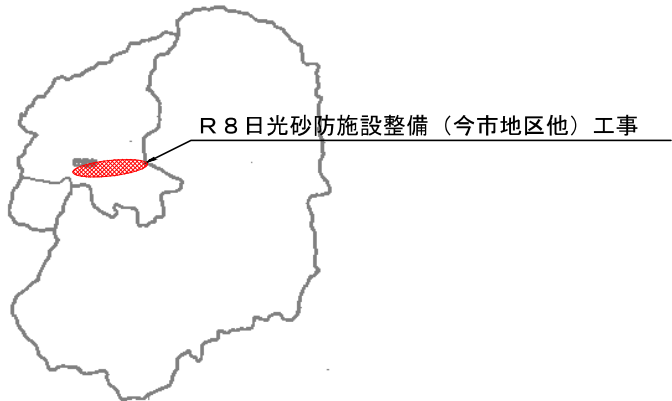
実績変更対象費に関する実施計画書（特記仕様書第 5 3 条関連）

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸し ビル、マンション、民家等を長期 借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊した場合に要した費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送（水上輸 送を含む）をするために要した 費用（運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む）	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の 食 事、 通 勤 等 に 要 する 費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

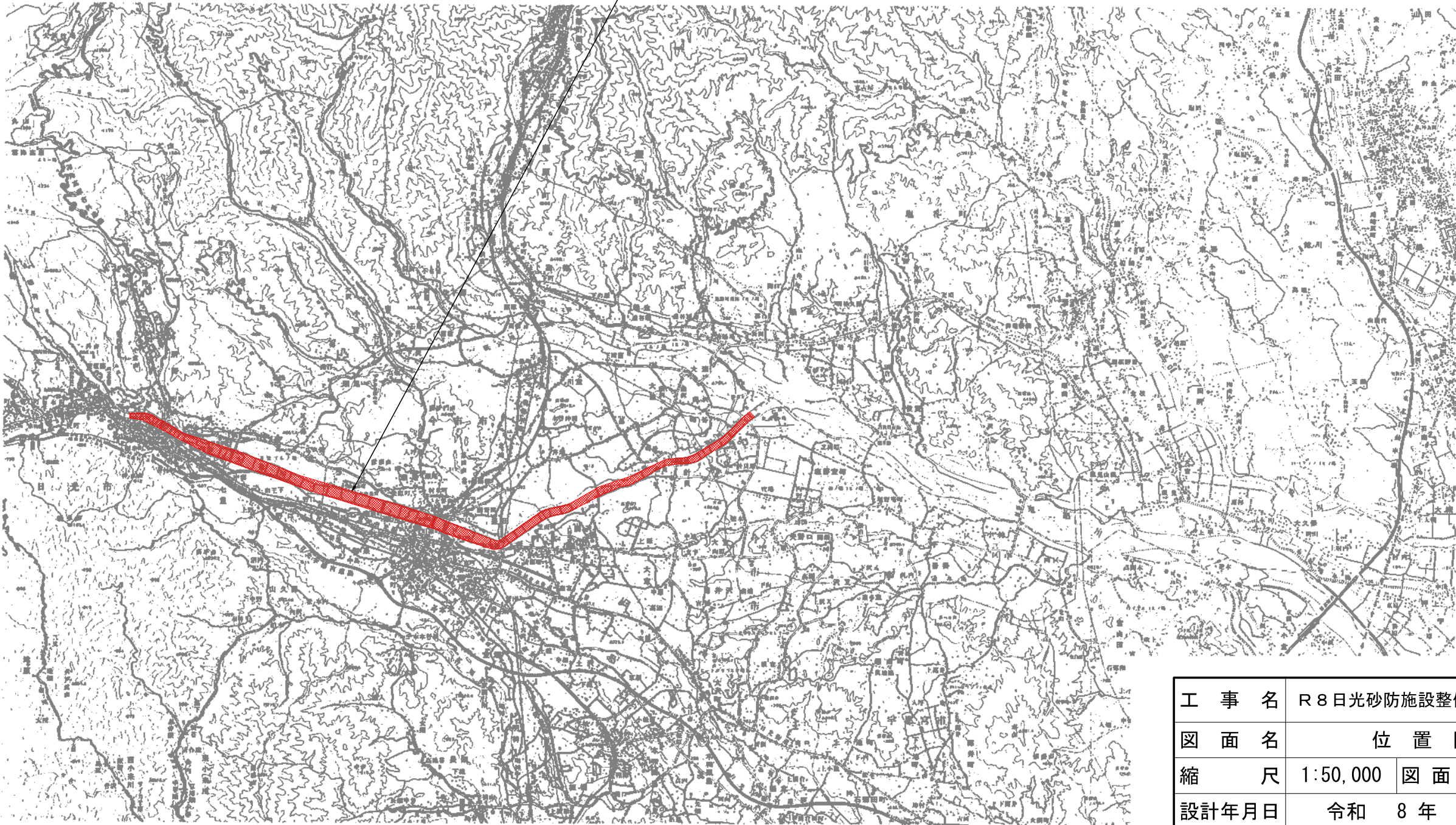
実績変更対象費に関する変更実施計画書（特記仕様書第 5 3 条関連）

費 目		費 用	内 容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

位置図（１） S=1:50,000



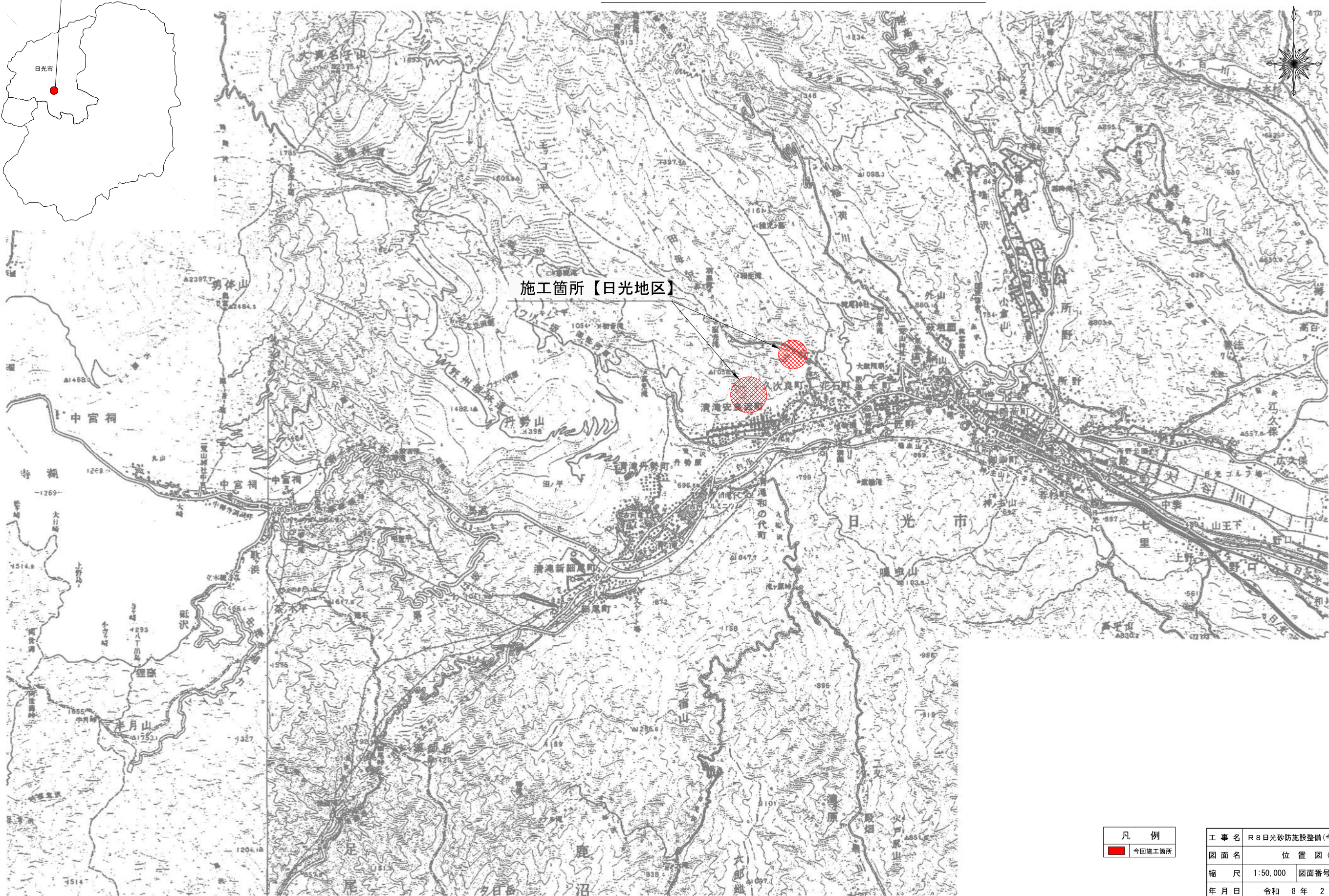
施工箇所【今市地区】



凡 例	
	今回施工箇所

工 事 名		R 8 日光砂防施設整備(今市地区他) 工事					
図 面 名		位 置 図 (1)					
縮 尺		1:50,000		図 面 番 号		17 の 1	
設計年月日		令和 8 年 2 月 日					
所 長	副 所 長		課 長		係 長		設 計
事務所名		国土交通省 日光砂防事務所					

位置図（2） S=1:50,000



凡 例	
	今回施工箇所

工 事 名	R8日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	位 置 図 (2)		
縮 尺	1:50,000	図面番号	17 の 2
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		



凡 例	
	今回施工箇所

工 事 名	R8日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	位 置 図 (3)		
縮 尺	1:50,000	図面番号	17 の 3
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

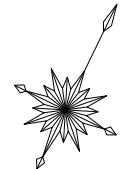
位置図 (4) S=1:50,000

R8日光砂防施設整備(今市地区他)工事

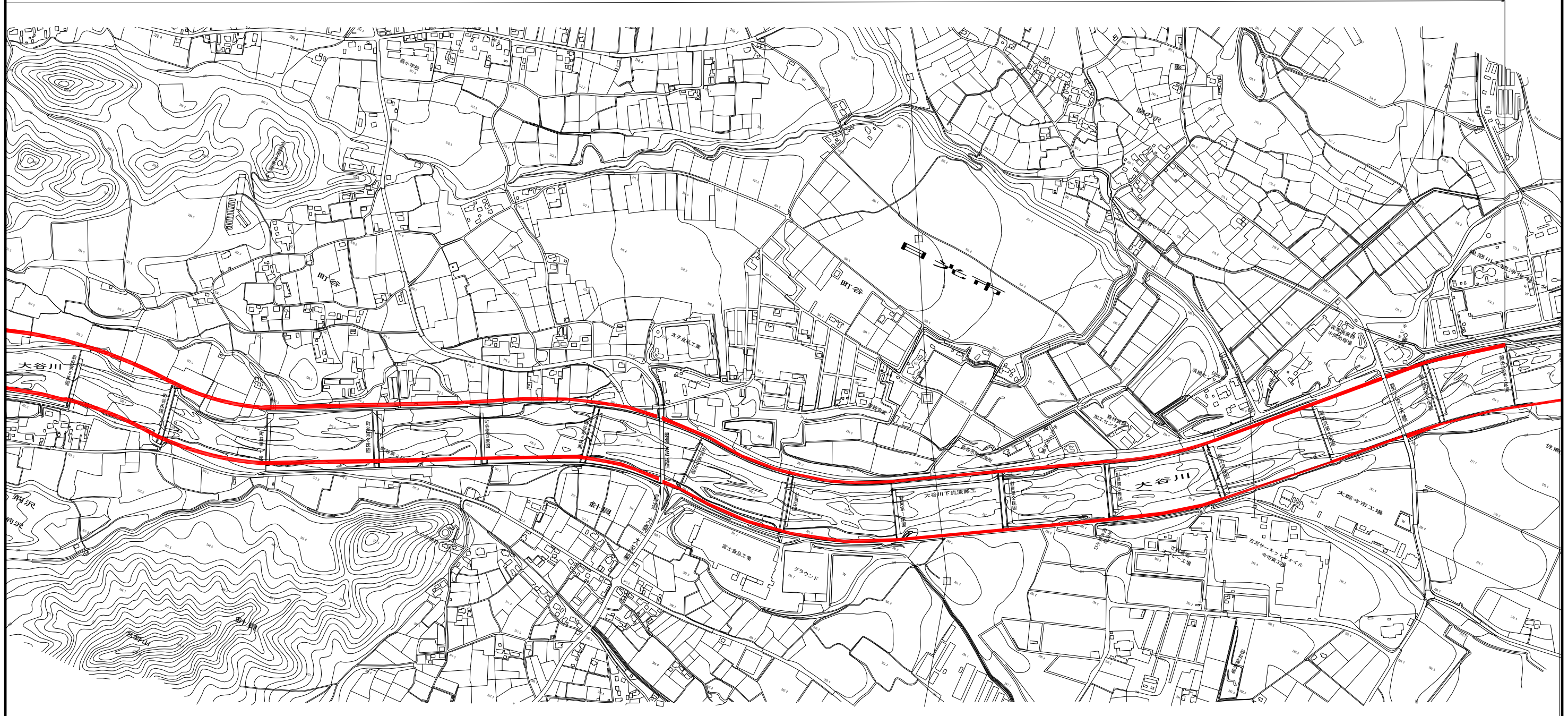


工 事 名	R 8 日 光 砂 防 施 設 整 備 (今 市 地 区 他) 工 事		
図 面 名	位 置 図 (4)		
縮 尺	1:50,000	図面番号	17 の 4
年 月 日	令 和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国 土 交 通 省 日 光 砂 防 事 務 所		

今市地区平面図（１） S=1:5,000



刈取除草



刈取除草

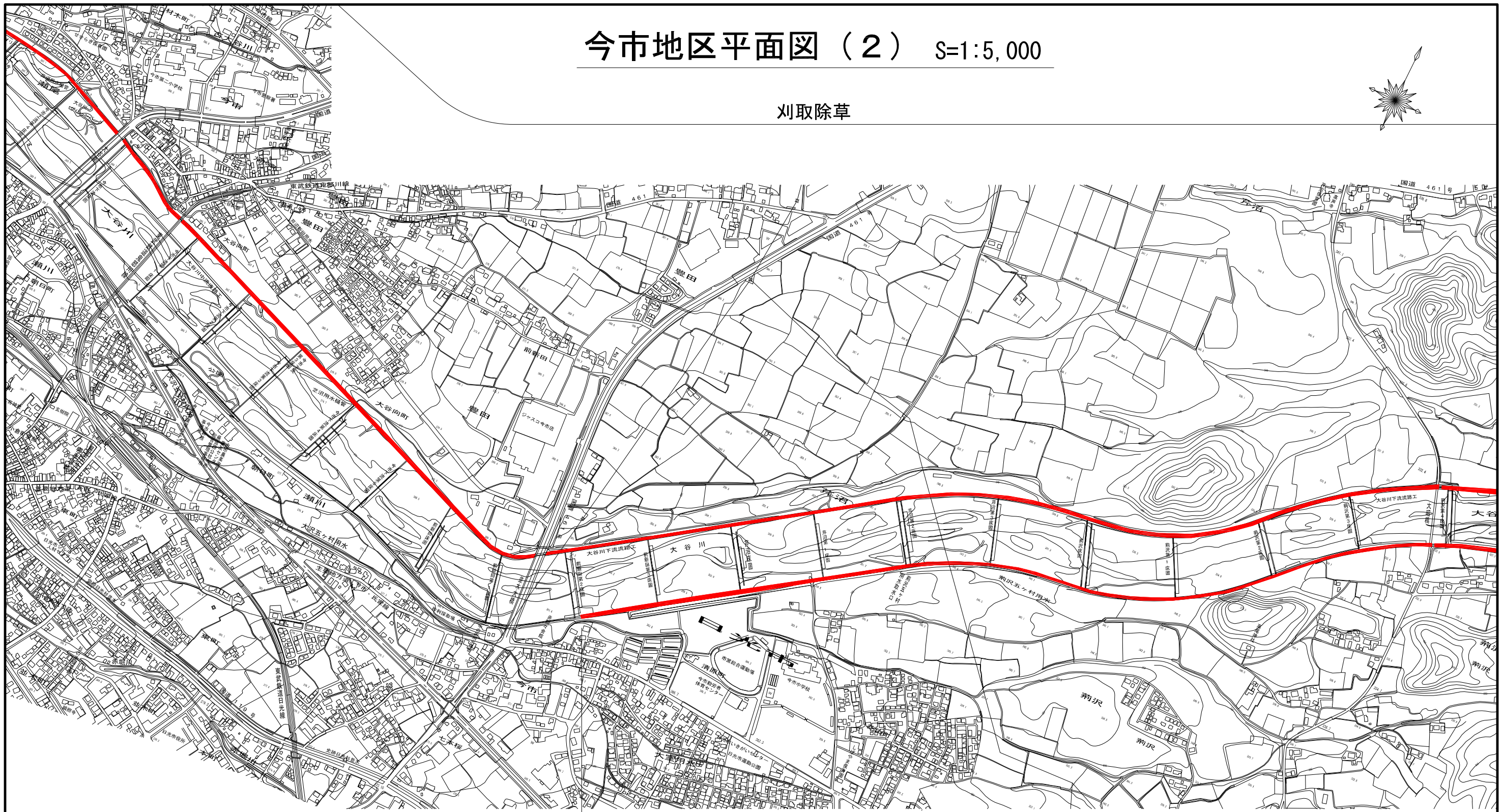
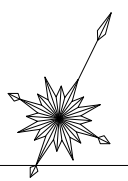
凡 例	
■	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	今市地区平面図（１）		
縮 尺	1:5,000	図面番号	17 の 5
年 月 日	令和 8 年	2 月	日
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

今市地区平面図（2） S=1:5,000

刈取除草



刈取除草

凡 例	
■	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R8日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	今市地区平面図（2）		
縮 尺	1:5,000	図面番号	17 の 6
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

今市地区平面図 (3) S=1:5,000



刈取除草

刈取除草



刈取除草

防護柵工 撤去・更新
コンクリート基礎式 L=40m

凡	例
	今回施工箇所

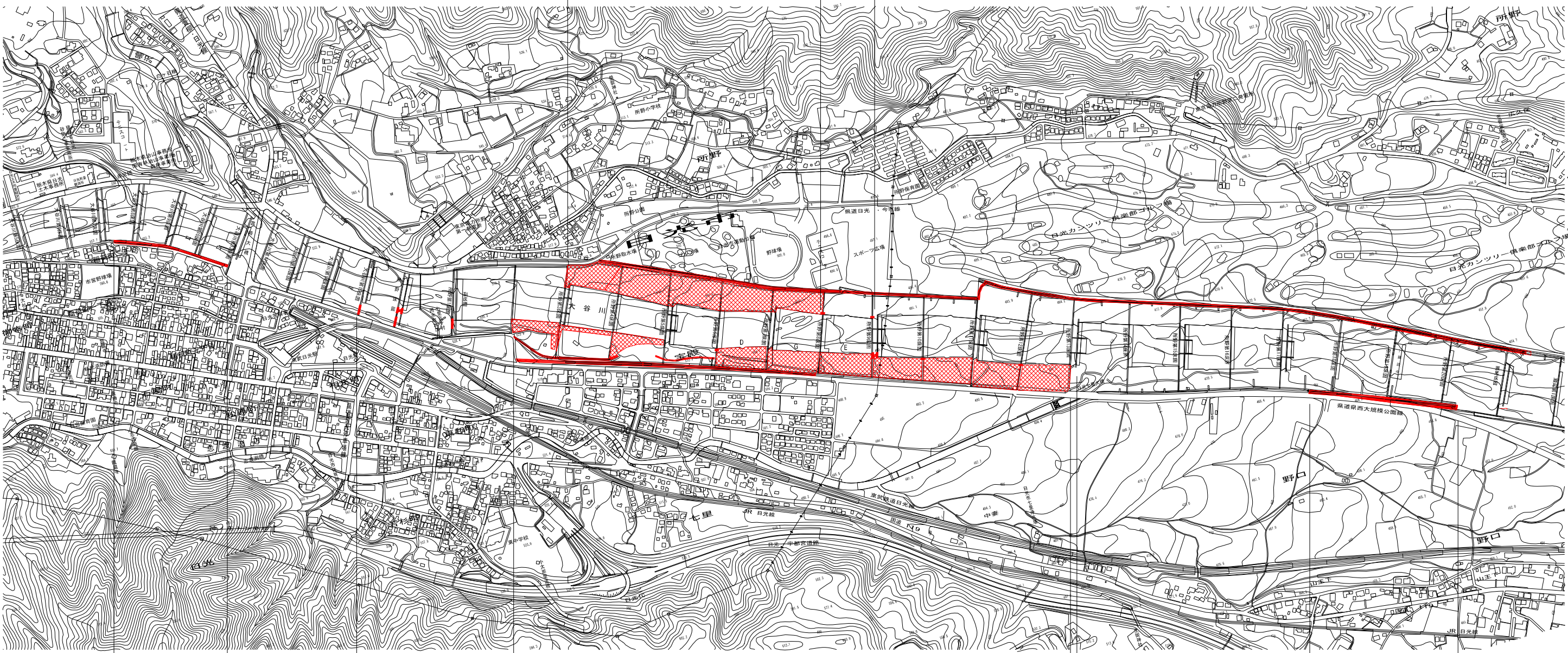
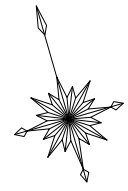
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日 光 砂 防 施 設 整 備 (今 市 地 区 他) 工 事		
図 面 名	今 市 地 区 平 面 図 (3)		
縮 尺	1 : 5 . 0 0 0	図 面 番 号	1 7 の 7
年 月 日	令 和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国 土 交 通 省 日 光 砂 防 事 務 所		

今市地区平面図（４） S=1:5,000

防護柵工 撤去・更新
コンクリート基礎式 L=4m

堤防除草



堤防除草

堤防除草

堤防除草

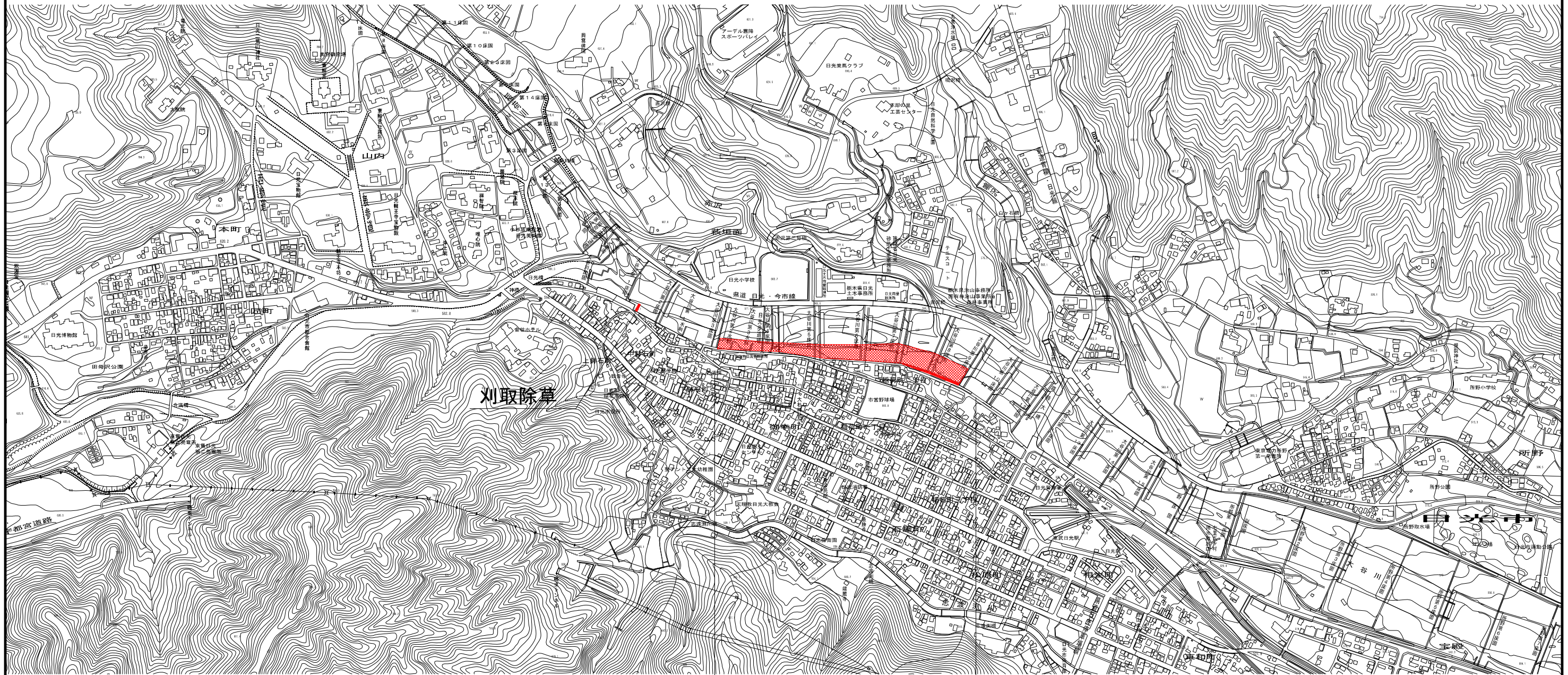
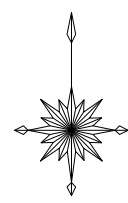
防護柵工 撤去・更新
コンクリート基礎式 L=156m

凡 例	
	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	今市地区平面図（４）		
縮 尺	1:5,000	図面番号	17 の 8
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

今市地区平面図（5） S=1:5,000



刈取除草

凡 例	
	今回施工箇所

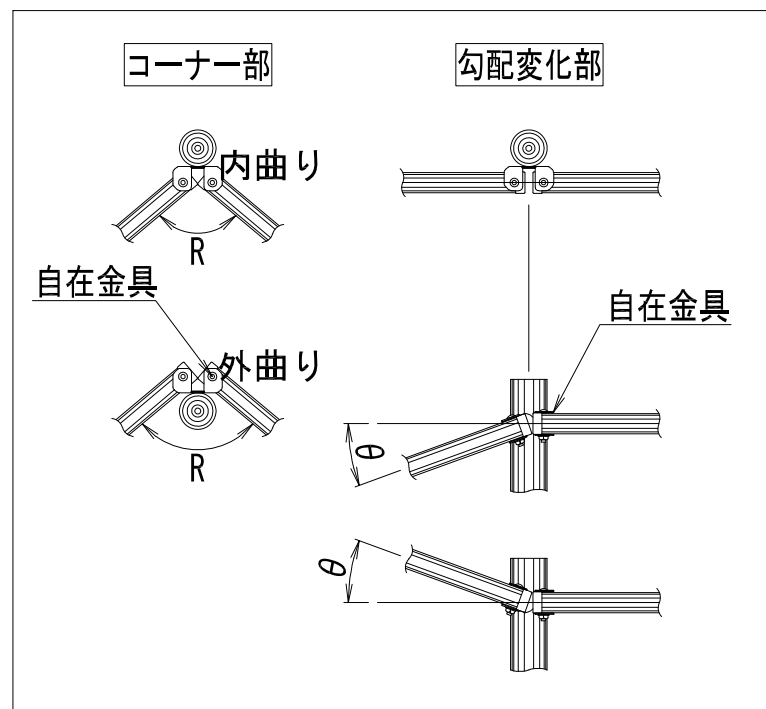
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	今市地区平面図（5）		
縮 尺	1:5,000	図面番号	17 の 9
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

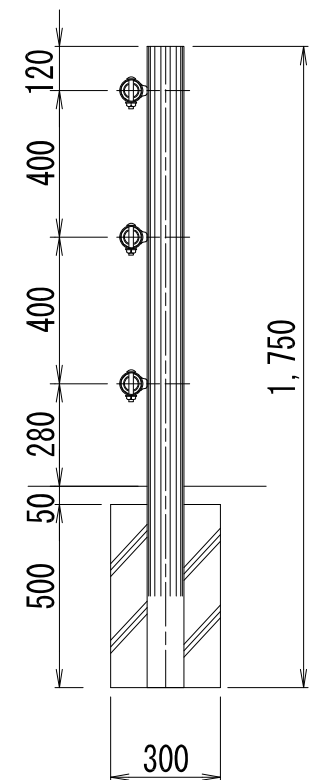
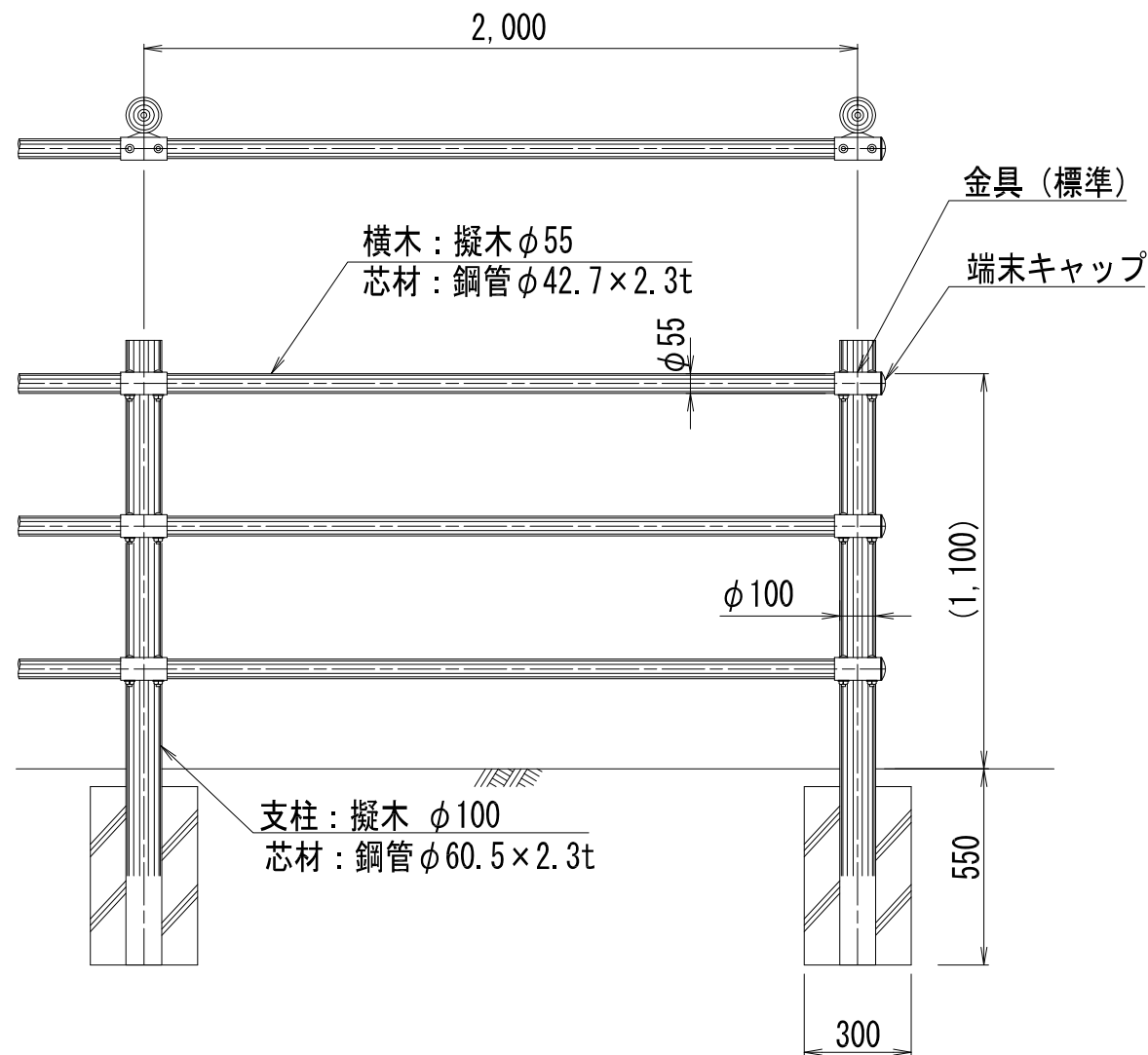
転落(横断)防止柵詳細図

設置図 S=1:10

〈コンクリート基礎式〉



※コーナー及び勾配変化部の連結は、自在金具を使用。



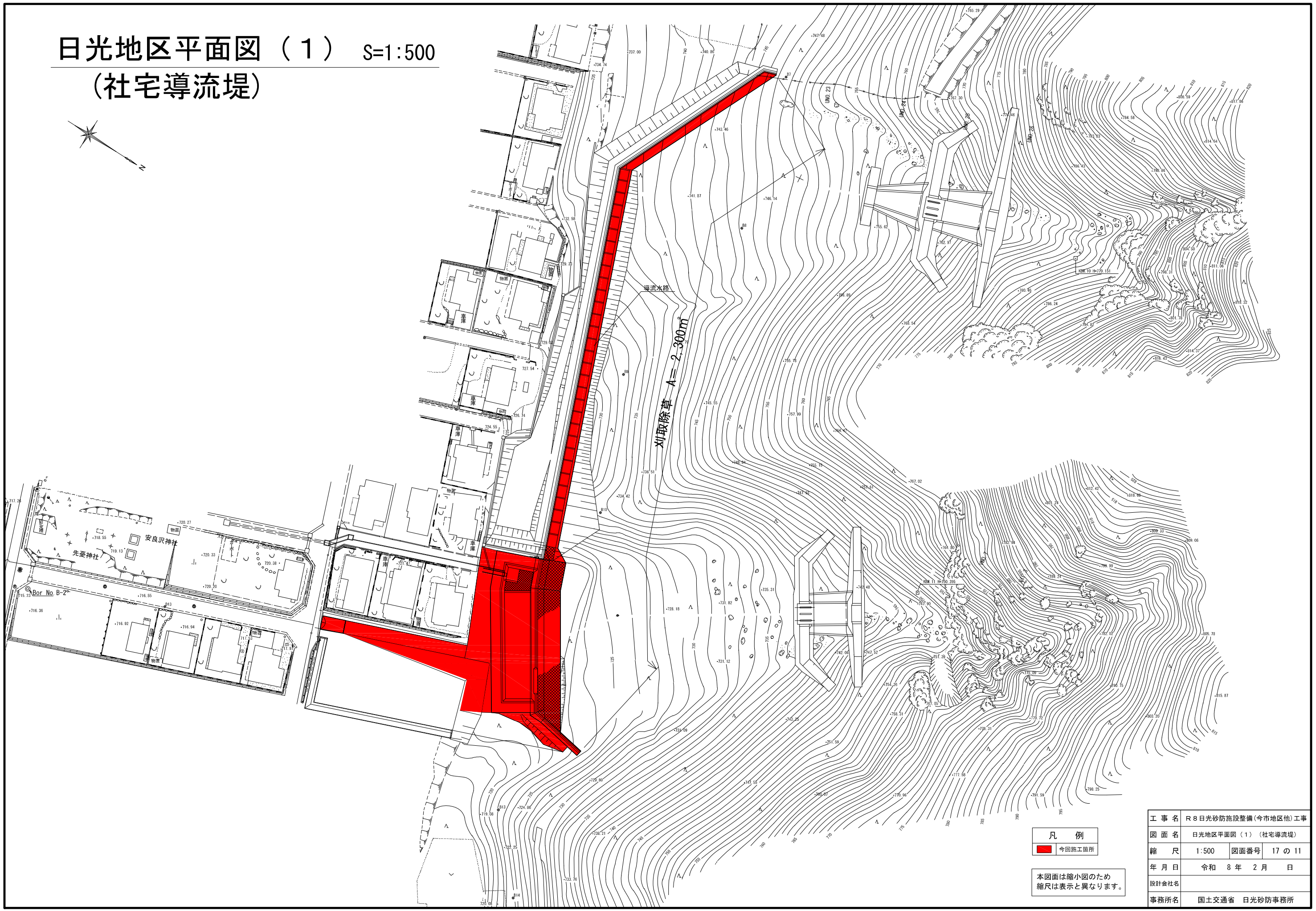
※擬木色：ダークブラウン

凡 例	
	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日 光 砂 防 施 設 整 備 (今 市 地 区 他) 工 事		
図 面 名	転 落 (横 断) 防 止 柵 詳 細 図		
縮 尺	1 : 1 0	図 面 番 号	1 7 の 1 0
年 月 日	令 和	8 年 2 月	日
設計会社名			
事務所名	国 土 交 通 省 日 光 砂 防 事 務 所		

日光地区平面図（１） S=1:500
（社宅導流堤）

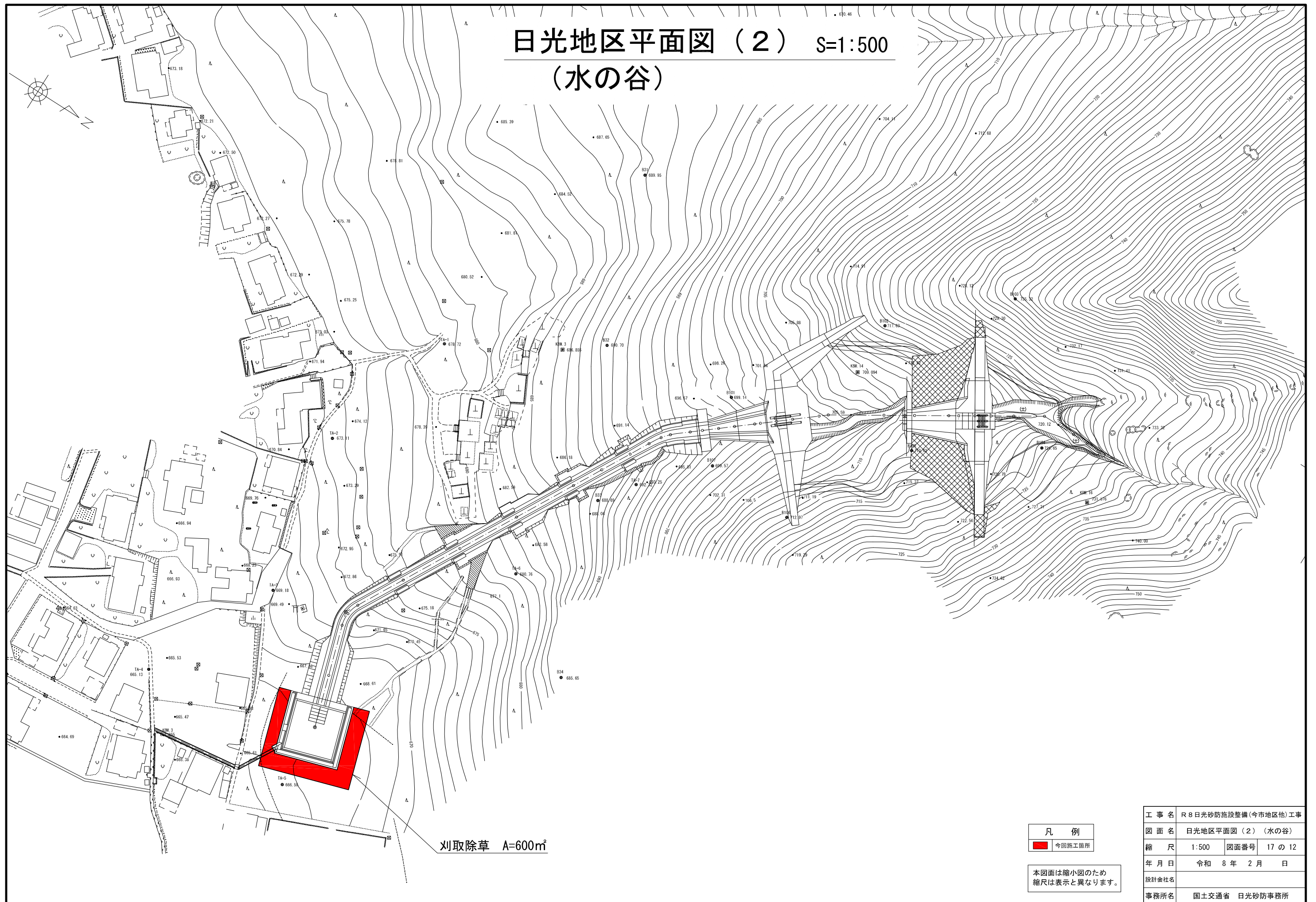


凡 例
■ 今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

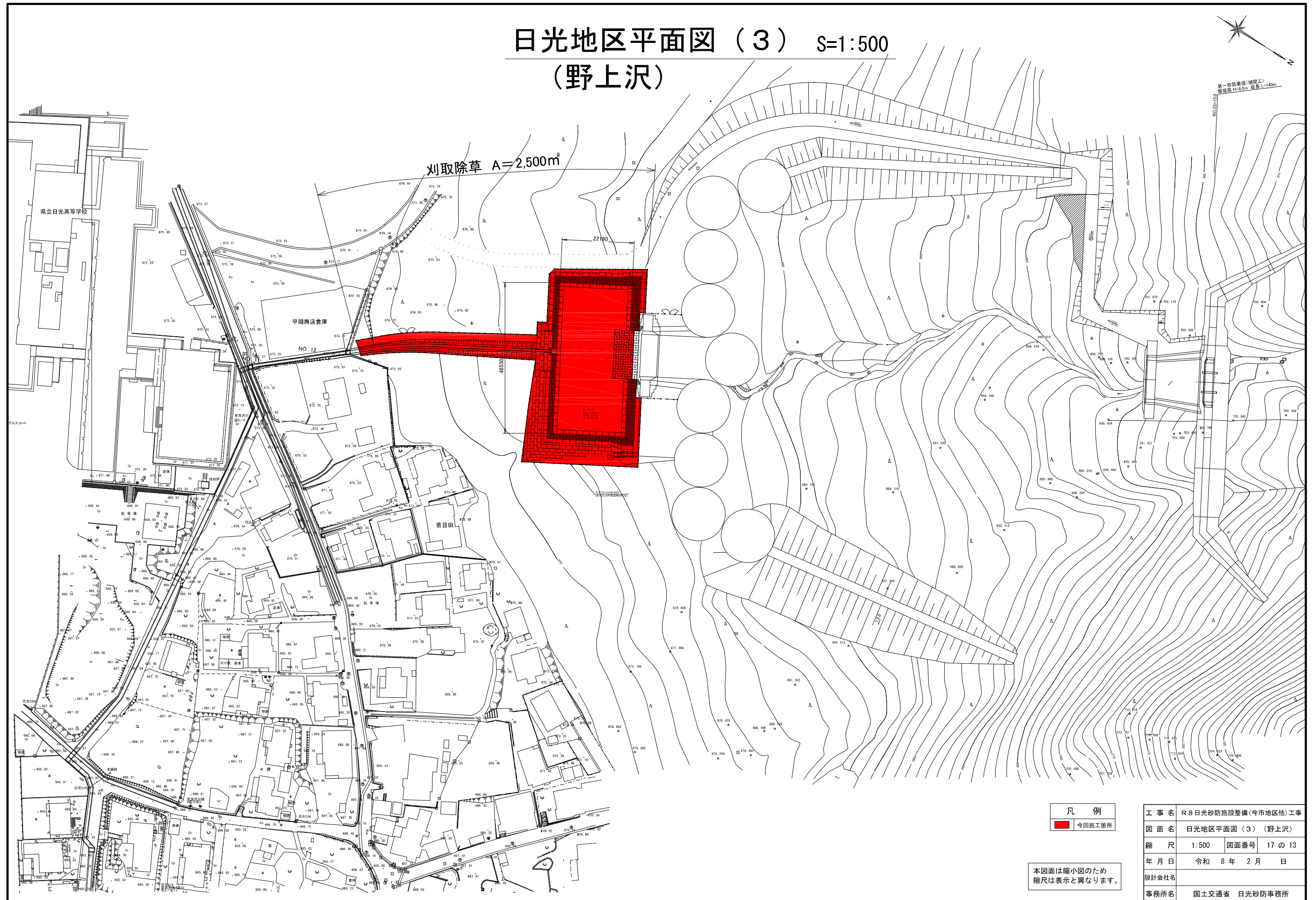
工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	日光地区平面図（１）（社宅導流堤）		
縮 尺	1:500	図面番号	17 の 11
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

日光地区平面図（２） S=1:500 （水の谷）



工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	日光地区平面図（２）（水の谷）		
縮 尺	1:500	図面番号	17 の 12
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

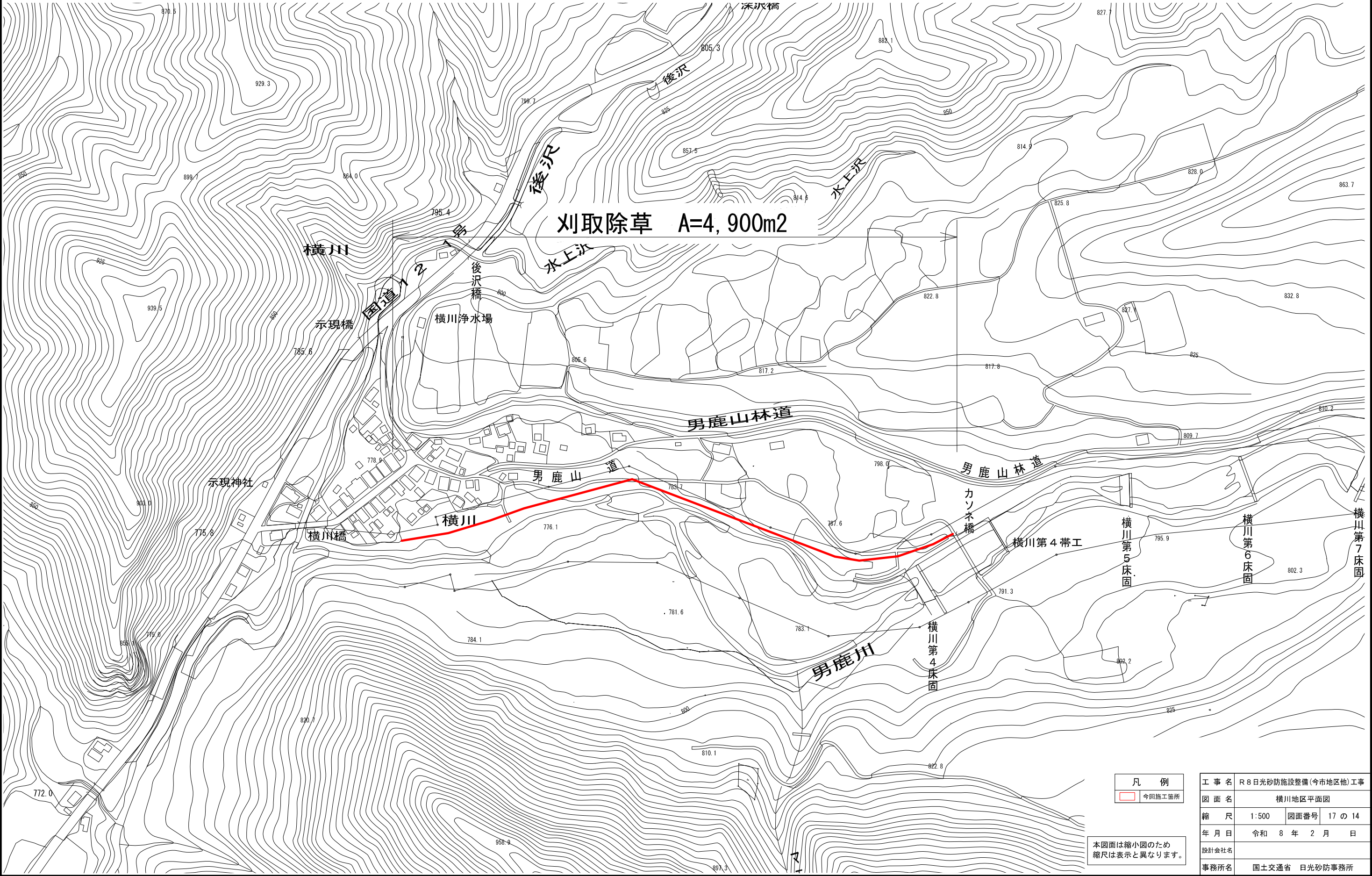
日光地区平面図（3） S=1:500 （野上沢）



凡 例
■ 今回施工箇所

工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	日光地区平面図（3）（野上沢）		
縮 尺	1:500	図面番号	17 の 13
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

横川地区平面図 S=1:500

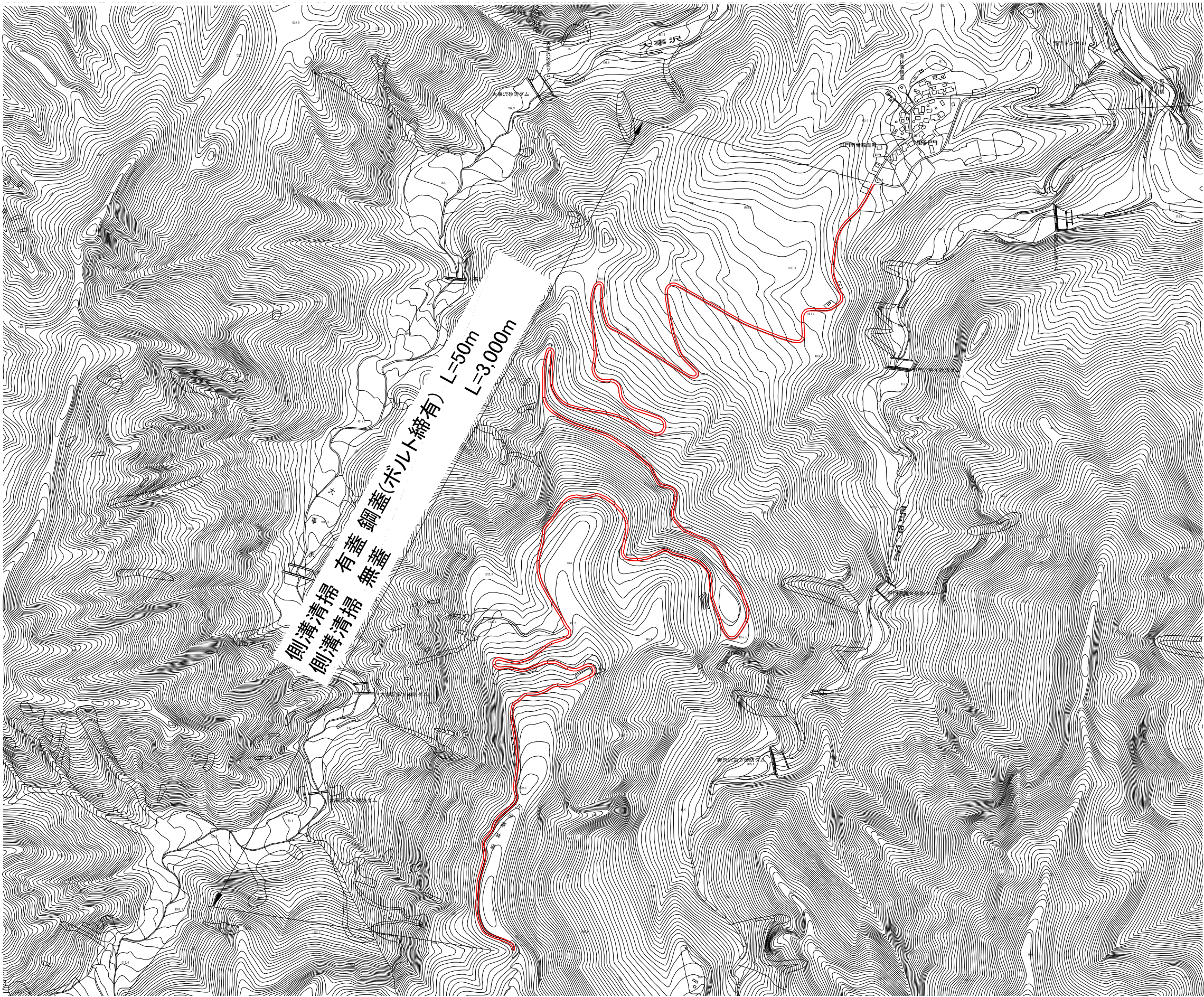
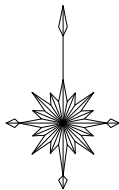


凡 例
今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日 光 砂 防 施 設 整 備 (今 市 地 区 他) 工 事		
図 面 名	横川地区平面図		
縮 尺	1:500	図面番号	17 の 14
年 月 日	令 和 8 年 2 月	日	
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

野門地区平面図 S=1:5,000



凡 例	
—	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日光砂防施設整備(今市地区他)工事		
図 面 名	野門地区平面図		
縮 尺	1:5,000	図面番号	17 の 15
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

上栗山地区平面図

S=1:2,500

青柳大橋

鬼怒川

三沢原

中ノ沢第1砂防ダム

唐坂砂防ダム

ウミ沢第1床固

ウミ沢第2床固

ウミ沢砂防ダム

ウミ沢第1砂防ダム

ウミ沢第2砂防ダム

鋼蓋(ボルト締有)
有蓋 無蓋

L=20m
L=130m

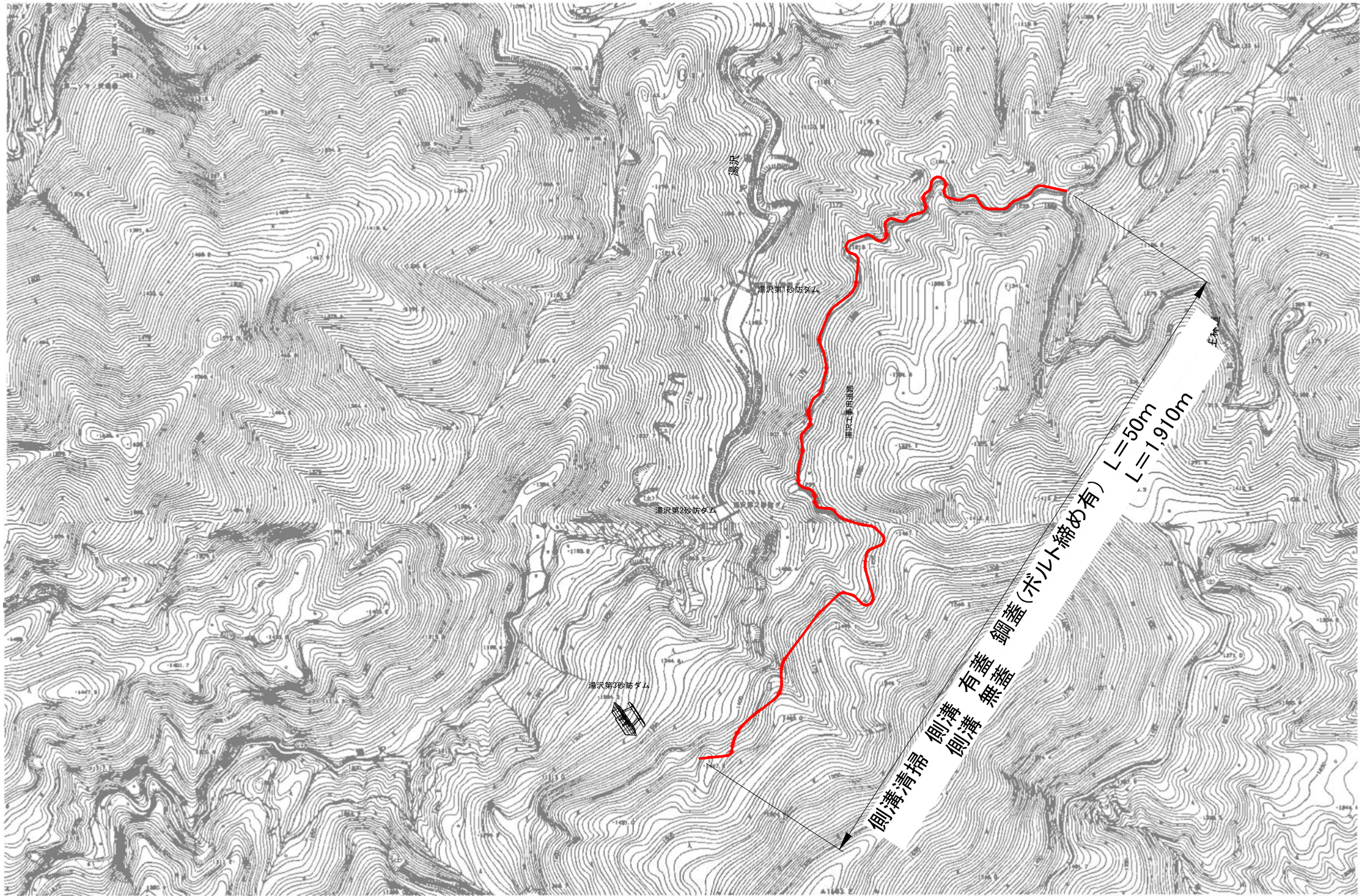
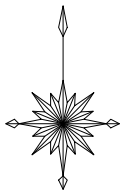
田代谷

凡 例
今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日 光 砂 防 施 設 整 備 (今 市 地 区 他) 工 事		
図 面 名	上 栗 山 地 区 平 面 図		
縮 尺	1 : 2 , 5 0 0	図 面 番 号	1 7 の 1 6
年 月 日	令 和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国 土 交 通 省 日 光 砂 防 事 務 所		

川俣地区平面図 S=1:5,000



凡 例	
	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 8 日 光 砂 防 施 設 整 備 (今 市 地 区 他) 工 事		
図 面 名	川 俣 地 区 平 面 図		
縮 尺	1 : 5 , 0 0 0	図 面 番 号	1 7 の 1 7
年 月 日	令 和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国 土 交 通 省 日 光 砂 防 事 務 所		